

## 建築工事積算基準の改定について

国土交通省において建築工事積算基準が改定されたことに伴い、福知山市発注の営繕工事（市営住宅建設工事を除く）についても以下のとおり適用します。

### 1 積算基準改定の概要

#### (1) 趣旨

建設企業の適正な利潤を確保するとともに、人材育成・確保等に係る費用を適切に積算価格に反映するため、一般管理費率を改定

#### (2) 一般管理費率改定の概要

##### 【建築工事】

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円超え
旧	11.26%	$15.065 - 1.028 \times \log(\text{工事原価})$	8.41%
新	17.24%	$28.978 - 3.173 \times \log(\text{工事原価})$	8.43%

##### 【電気設備工事】

工事原価	300万円以下	300万円を超え20億円以下	20億円超え
旧	11.80%	$17.286 - 1.577 \times \log(\text{工事原価})$	7.35%
新	17.49%	$29.102 - 3.340 \times \log(\text{工事原価})$	8.06%

##### 【機械設備工事】

工事原価	300万円以下	300万円を超え20億円以下	20億円超え
旧	11.20%	$15.741 - 1.305 \times \log(\text{工事原価})$	7.52%
新	16.68%	$27.283 - 3.049 \times \log(\text{工事原価})$	8.07%

### 2 適用時期

平成29年1月4日以降の積算から適用

### 3 その他

直接工事費に含まれる下請企業の経費率については改定準備中